

## 1

### 震災に備えて

#### 1) 区立防災センターの設置

災害によって区役所本庁舎の災害情報支援システムが機能を失った場合のバックアップ機能と防災思想の普及啓発のための拠点施設として、平成8年に市谷仲之町に設置しました。



開館時間/午前9時～午後4時

休館日/火曜日、祝日

(火曜日が祝日の場合は翌水曜日)、前日及び翌日が祝日である日、年末年始(12月29日～1月3日)

所在地/新宿区市谷仲之町2番42号

電話/03(5361)2460 FAX/03(5361)2459

#### 2) 情報伝達手段－防災行政無線システムの整備



大地震が発生すると、電話や通信回路が打撃を受け、情報の伝達が不可能となり、パニックが起こる恐れがあります。新宿区では、区内に設置してある屋外拡声子局を使って区民のみなさんに情報を伝達します。また、区立小・中学校、区の施設、警察署、消防署などにデジタル移動系防災無線を配備し、迅速な情報の収集伝達を行います。

#### 3) 緊急地震速報システムの設置

緊急地震速報は、気象庁が発表する防災情報です。地震発生時に、震源の近くで最初の小さな揺れをキャッチし、各地の震度を予測し、大きな揺れの始まる数秒から数十秒前に発表するものです。強い揺れが予測される場合は、テレビ・ラジオ等で速報します。区では全区有施設に緊急地震速報システムを設置しています。〈各スピーカーより発報〉

#### 4) 食糧・生活必需品の備蓄

ビスケット、アルファ化米、粉ミルク、防寒シート、簡易トイレ等の食糧、生活必需品を区立小・中学校などの避難所備蓄倉庫と、区備蓄倉庫に備蓄しています。



#### 5) 飲料水の確保

災害時に区民の必要とする飲料水は、区立小・中学校の受水槽、都の淀橋給水所(確保水量24,000トン)や鶴巻南公園、百人町ふれあい公園の応急給水槽(各1,500トン)から給水します。

また、生活用水として、井戸、公衆浴場の井戸、区立小・中学校のプールを利用できるよう整備しています。



## 6) 応急医療体制と医薬品・医療器具の整備

災害時には、新宿区医師会や区内歯科医師会、新宿区薬剤師会などで医療救護班を編成し、区内10箇所の避難所で医療救護活動を実施します。医療救護所には、医薬品や医療器具も備蓄しています。

※令和7年度以降、医療救護所が変わる可能性があります。詳しくは広報新宿やホームページなどでお知らせします。



## 7) 初期消火態勢の確立

### ●街頭消火器の配備

区内全域に消火器を設置しています。

### ●初期消火資機材の配備と防火水槽の設置及び井戸の活用

防災区民組織に小型消防ポンプや、火災危険度に応じて

初期消火用スタンドパイプを配備し、初期消火態勢の確

立に努めています。また、5トンや40トンの貯水槽を区立

の公園などに設置しています。



## 8) 物資供給の確保

災害時に安定的に物資の供給が受けられるように、燃料の供給や、物資輸送のトラックの供給などの各種協定を締結しています。

## 9) 相互援助協定の締結

23区では特別区の相互援助協定及び救助協定を締結しています。また、新宿区は友好都市である長野県伊那市や山梨県北杜市、群馬県沼田市、赤穂義士親善友好都市(23市区)との相互援助協定により、災害時に物資供給や人的援助を受けられるようになっています。

## 10) 防災意識の啓発

防災区民組織や学校等の防災訓練への起震車(地震体験車)の派遣や防災用映画DVD・ビデオの貸し出し、防災講習会の実施、防災啓発冊子等の配布など積極的に取り組んでいます。



\*「防災の日」は毎年9月1日です。この日を含む1週間を「防災週間」としています。

## 11) 家具転倒防止器具の無料取付け

区内にお住まいの方の住宅を対象に、家具転倒防止器具取付けについて事前調査を行ったうえで、後日取付けを行います。事前調査費・取付け費は無料で、器具は利用者の方の負担になります。施工は、区から委託された業者が実施します。

○次の方は器具5点までが無料になります(申請1回目のみ無料)

①災害時要援護者名簿登録者(P7参照)

②生活保護世帯の方

○家具転倒防止器具の種類

転倒防止板、つっぱり棒、ベルト式・L字型金具

○申請書の配布場所

区役所本庁舎4階危機管理課、各特別出張所

(区公式ホームページでもダウンロード可能です。)

<問い合わせ先>危機管理課危機管理係 電話 5273-4592(直通)  
FAX 3209-4069



## 12) 防災用品のあっせん

新宿区では家庭向け防災用品を特別価格で区民の皆様にあっせんしています。ご家庭や事務所においても普段からの備えをすることで、いざという時の被害を少なくしましょう。

○品目

・家具転倒防止器具 転倒防止板、つっぱり棒、ベルト式・金具、

ガラス飛散防止フィルム、薄型テレビ用耐震シート等

・避難用品

簡易トイレ、モバイルバッテリー、防災頭巾、ヘルメット、

手回し充電ラジオ等

・非常食料・飲料水

アルファ化米、おかゆ、カレー、ビスケット、保存水等

<問い合わせ先>危機管理課地域防災係 電話 5273-3874(直通)  
FAX 3209-4069



### 13) 消火器のあっせん

新宿区では区内の一般家庭と事業所を対象に、配送込みの消火器の購入・

廃棄や消火薬剤詰替えなどの消火器あっせんをしています。いざという

時の火災に対する備えとしてご家庭にも消火器を設置しましょう。



<問い合わせ先>危機管理課地域防災係 電話 5273-3874 (直通)  
FAX 3209-4069

### 14) 住宅用火災警報器のあっせん

新宿区では区内の一般家庭と事業所を対象に、平成22年4

月1日から既存住宅への設置が義務付けられた住宅用火災

警報器の購入・取付けをあっせんしています。住宅火災から

身を守るために、設置しましょう。



<問い合わせ先>危機管理課地域防災係 電話 5273-3874 (直通)  
FAX 3209-4069

### 15) 感震ブレーカー等設置費用の助成

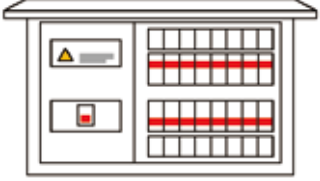


新宿区では区内に住宅を所有されている方を対象に、感震ブレーカー等設置費用の一

部を助成します。感震ブレーカーは震度5強以上の揺れを感知した場合にブレーカー

やコンセント等への電気の供給を自動的に止める器具です。過去、阪神・淡路大震災や

東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気に起因するものであり、地震による火

災を防ぐには感震ブレーカーの設置が有効です。

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセント型
		
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断します。	既存の分電盤に後付けのセンサーを取付けます。分電盤の種類によっては取付けられない場合があります。	内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセント毎に電気を遮断します。
費用のめやす(工事費含) 8~15万円	費用のめやす(工事費含) 4~9万円	費用のめやす(1箇所) 6千~2万円

<問い合わせ先>危機管理課危機管理係 電話 5273-4592 (直通)  
FAX 3209-4069

## ② | 災害にあった時の支援

### 火災や水害などで被害を受けた方へ

火災・水害等で被災された場合は、下記の制度をご利用ください。

所得制限等がある場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

(令和4年9月現在)

	名称	内容	問い合わせ
1	り災証明書の交付	災害による家屋等の被害を証明する書類を交付	<b>火災</b> 所轄の消防署 四谷消防署 ☎3357-0119 FAX3356-8510 牛込消防署 ☎3267-0119 FAX3267-4655 新宿消防署 ☎3371-0119 FAX3360-7481
			<b>水害</b> 所轄の特別出張所 (P50 一覧参照) 地域コミュニティ課管理係 ☎5273-3519 FAX3209-7455
			<b>震災</b> 所轄の特別出張所 (P50 一覧参照) 戸籍住民課調整係 ☎5273-3622 FAX3209-1728
2	お見舞 (震災時を除く)	見舞金: 半焼以上、床上・床下浸水 (事業所の場合は、従業員5人未満の事業所が対象。ただし床下浸水は除く)	所轄の特別出張所 (P50 一覧参照) 地域コミュニティ課管理係 ☎5273-3519 FAX3209-7455
		見舞金: 半焼以上、床上浸水 (事業所を除く)	
3	旅館のあっせん (震災時を除く)	旅館への宿泊を、被災日を含めた3泊以内であっせん (自己負担額: 1泊1室5,000円)	
4	都営住宅の一時入居	東京都内で発生した火災被害で住宅を失った方の一時的入居	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
5	宿泊所の紹介	緊急一時保護として空き状況に応じて紹介	生活福祉課相談支援係 ☎5273-4552 FAX3209-0278
6	応急小口資金貸付	水害や火災等により必要となる経費で、他の制度による借入が難しい場合	新宿区社会福祉協議会 ☎5273-3541 FAX5273-3082
7	生活福祉資金貸付	低所得世帯で災害を受けたことによる臨時に必要な経費	

	めいしょう 名称	ないよう 内容	とあ 問い合わせ
8	さいがいじきよじゅうしえん 災害時居住支援	さいがい きよじゅう 災害により居住できなくなった せたい かりす かくほひよう じよせい 世帯へ仮住まい確保費用を助成	じゅうたくかきよじゅうしえんがかり 住宅課居住支援係 ☎5273-3567 FAX3204-2386
9		とくべつくぜい とくべつくみんぜいとう 特別区税（特別区民税等）	ぜいむかしゅうのうがかりがかり 税務課収納管理係 ☎5273-4139 FAX3209-1460
10	ぜいきん げんめん 税金の減免	こくぜい しょとくぜいとう 国税（所得税等）	しよかつ ぜいむしよ 所轄の税務署 よつやぜいむしよ 四谷税務署 ☎3359-4451 しんじゅくぜいむしよ 新宿税務署 ☎6757-7776
11		とぜい こていしんぜい としけいかく 都税（固定資産税・都市計画 ぜい こじん じぎょうぜいとう 税、個人の事業税等）	しんじゅくとぜいむしよ 新宿都税事務所 ☎3369-7151 FAX3369-8090
12		こくみんけんこうほけんりよう げんめん 国民健康保険料の減免	いりようほけんねんきんかこくほしかくがかり 医療保険年金課国保資格係 ☎5273-4146 FAX3209-1436
13		こくみんねんきんほけんりよう げんめん 国民年金保険料の減免	いりようほけんねんきんかねんきんがかり 医療保険年金課年金係 ☎5273-4338 FAX3209-1436
14	ほけんりようとう げんめんとう 保険料等の減免等	こうきこうれいしゃいりようほけんりよう げんめん 後期高齢者医療保険料の減免	こうれいしゃいりようたんとうこうれいしゃいりようがかり 高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎5273-4562 FAX3203-6083
15		かいごほけんりよう げんめん 介護保険料の減免	かいごほけんかしかくがかり 介護保険課資格係 ☎5273-4597 FAX3209-6010
16		かいごほけん りようりよう げんめん 介護保険サービス利用料の減免	かいごほけんかきゅうふがかり 介護保険課給付係 ☎5273-4176 FAX3209-6010
17	ほいくりようとう げんめん 保育料等の減免	ほいくえん こ えんとう ほいくりよう 保育園・子ども園等の保育料	ほいくかにゅうえん にんていがかり 保育課入園・認定係 ☎5273-4527 FAX3209-2795
18		くりつようちえん あず ほいくりよう 区立幼稚園の預かり保育料	がっこうえんえいかようちえんがかり 学校運営課幼稚園係 ☎5273-3103 FAX5273-3580
19	そだい しよぶん 粗大ごみの処分	ひ さい はっせい はいきぶつ 被災により発生した廃棄物の しよりてすうりよう げんめん 処理手数料の減免	しんじゅくせいそうむしよさきょうがかり 新宿清掃事務所作業係 ☎3950-2923 FAX3950-2932 しんじゅくひがしせいそう 新宿東清掃センター ☎3353-9471 FAX3353-9505 かぶきちようせいそう 歌舞伎町清掃センター ☎3200-5339 FAX5272-3494
20	すいがいじ しようどくそうだん 水害時の消毒相談	しんすい かおく しようどくじっしおよ そうだん 浸水家屋の消毒実施及び相談	えいせいいかんきょうえいせいいかり 衛生課環境衛生係 ☎5273-3841 FAX3209-1441

とくべつしゅつちようじよいちらん  
【特別出張所一覧】

よつやとくべつしゅつちようじよ ないとうまち 四谷特別出張所 内藤町 87	☎3354-6171 FAX3350-9403	とつかとくべつしゅつちようじよ たかだのぼば 戸塚特別出張所 高田馬場 2-18-1	☎3209-8551 FAX3207-1861
たんすまちとくべつしゅつちようじよ たんすまち 単筒町特別出張所 単筒町 15	☎3260-1911 FAX3235-7121	おちあいだいとくべつしゅつちようじよ しもおちあい 落合第一特別出張所 下落合 4-6-7	☎3951-9196 FAX3952-3181
えのきちようどくべつしゅつちようじよ わせだまち 榎町特別出張所 早稲田町 85	☎3202-2461 FAX3202-2476	おちあいだいにとくべつしゅつちようじよ なかおちあい 落合第二特別出張所 中落合 4-17-13	☎3951-9177 FAX3952-3183
わかまつちようどくべつしゅつちようじよ わまつちよう 若松町特別出張所 若松町 12-6	☎3202-1361 FAX3207-1591	かしわぎとくべつしゅつちようじよ きたしんじゅく 柏木特別出張所 北新宿 2-3-7	☎3363-3641 FAX3363-3477
おおくほとくべつしゅつちようじよ おおくほ 大久保特別出張所 大久保 2-12-7	☎3209-8651 FAX3207-1831	つのはすとくべつしゅつちようじよ にししんじゅく 角筈特別出張所 西新宿 4-33-7	☎3377-4381 FAX5350-2868

# 地震の揺れの程度



## 【震度0】

人は揺れを感じませんが、地震計には記録されます。



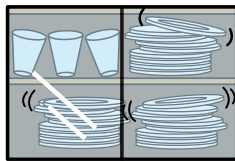
## 【震度1】

屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じます。



## 【震度2】

屋内にいる人の多くが揺れを感じます。つり下がっている電灯などがわずかに揺れる程度です。



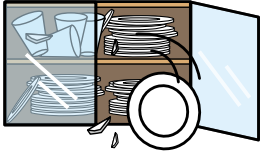
## 【震度3】

屋内にいるほとんどの人が揺れを感じます。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいます。棚の食器が音を立てることがあります。



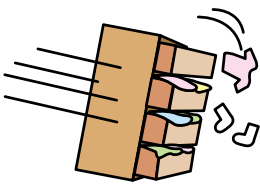
## 【震度4】

ほとんどの人が驚きます。歩いている人のほとんどが揺れを感じます。座りの悪い置物が倒れることもあります。



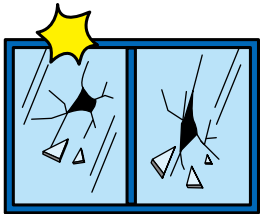
しんど じゃく  
【震度5弱】

たいはん ひと きょうふ おぼ もの かん かく  
大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じます。家具  
いどう しょつき ほん らっか まど わ お  
の移動や、食器や本の落下、窓ガラスが割れて落ちることがあ  
ります。



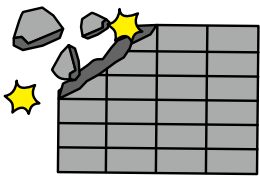
しんど きょう  
【震度5強】

もの ある むすか はげ  
物につかまらなると歩くことが難しくなります。かなり激しく  
ゆ こてい かく いどう  
揺れ、固定していない家具が移動することがあります。ブロッ  
く べい くす  
ク塀が崩れることがあります。



しんど じゃく  
【震度6弱】

た こんなん こてい かく たいはん  
立っていることが困難になります。固定していない家具の大半  
いどう たお あ たてもの  
が移動し、倒れたり、ドアが開かなくなることがあります。建物  
かべ まど ほそん らっか  
で壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下することがあります。



しんど きょう  
【震度6強】

た は うご こ  
立っていることができず、這わないと動くことができません。固  
てい かく いどう たお おお  
定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなり  
ほきょう べい くす  
ます。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れます。



しんど  
【震度7】

た は うご  
立っていることができず、這わないと動くことができません。  
こてい かく いどう たお と  
固定していない家具のほとんどが移動し、倒れたり、飛ぶこと  
たてもの ほうかい お  
ももあります。建物の崩壊が起こります。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ようはいりよしゃぼうさいこうどう  
— 要配慮者防災行動マニュアル —

おおじしん そな  
いざ大地震に備えて

へいせい ねん がつはっこう  
平成22年12月発行

れいわ ねん がつかいてい  
(令和6年10月改訂)

印刷物作成番号  
2024-5-2401

はっ こう  
発 行

しんじゅくくききかんりたんとうぶききかんりか  
新宿区危機管理担当部危機管理課

きょう りよく  
協 力

さいがいじょうえんごしゃひなんしえん かん ちょうさじっこういんかい  
災害時要援護者避難支援に関する調査実行委員会

〒160-8484 しんじゅくくかぶきちょういっちょうめ ばん こう  
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

でんわ だいひょう ききかんりか ちよくつう  
電話 03(3209)1111(代表)/03(5273)4592(危機管理課直通)

FAX 03(3209)4069

# 防災関連機関一覧

機関名	所在地	電話番号
新宿区役所	新宿区歌舞伎町1-4-1	3209-1111
東京都庁	新宿区西新宿2-8-1	5321-1111
都第三建設事務所(都道)	中野区中野4-11-19	3387-5132
都水道局お客さまセンター(各種お申込み・お問い合わせ)		0570-091100 (IP電話等) 5326-1101 0570-200987
緊急情報(災害・大規模事故等)専用		0570-200987
都下水道局西部第一下水道事務所新宿出張所	新宿区上落合1-2-40	3363-9931
牛込警察署	新宿区南山伏町1-15	3269-0110
新宿警察署	新宿区西新宿6-1-1	3346-0110
戸塚警察署	新宿区西早稲田3-30-13	3207-0110
四谷警察署	新宿区左門町6-5	3357-0110
四谷消防署	新宿区四谷3-10	3357-0119 FAX 3356-8510
牛込消防署	新宿区筑土八幡町5-16	3267-0119 FAX 3267-4655
新宿消防署	新宿区百人町3-29-4	3371-0119 FAX 3360-7481
東京電力パワーグリッド(株) (停電・緊急時)		0120-995-007 (フリーダイヤルを利用できない場合) 6375-9803 (耳や言葉の不自由なお客様専用) FAX 0120-995-606
東京ガスネットワーク(株) (ガスが使用できない・ 地震時等ガスメーターの復帰方法)  (ガス臭い・ガス漏れ通報専用)  (上記以外・お客さまセンター)		0570-023388 (ナビダイヤルを利用できない場合) 6627-6257 ※月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00 0570-002299 (ナビダイヤルを利用できない場合) 6735-8899 0570-002211 (ナビダイヤルを利用できない場合) 3344-9100 ※月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00
NTT東日本(電話の故障)		局番なしの113
NTT災害用伝言ダイヤル		局番なしの171